

# 「ふくしまの棚田」地域にぎわい創出事業実施要領

福島県農林水産部農村振興課

## 第1 目的

中山間地域における人口減少や高齢化が進む中、魅力ある棚田を活用した取組を行うことで農業生産活動の継続に寄与するとともに地域のにぎわいの創出につなげていく必要がある。

このため、市町村や地域の団体等が行う棚田を活用した交流活動や広報活動等の取組に対して支援を行い、県内における先進的な事例の育成を図り、地域資源としての棚田の価値を内外に広めるとともに、地域活動の促進を目的とする。

## 第2 事業の内容

本事業は、棚田を活用した地域内外等との交流活動、棚田地域をPRするための広報活動等の取組を対象とする。具体的な事業内容については別表に定めるところによる。

## 第3 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、市町村、指定棚田地域振興協議会、NPO法人及び農業者等の組織する団体・法人とする。

また、事業実施主体が事業実施年度の翌年度から起算して2年間、棚田を活用した地域振興活動の取組を継続して実施する意志を有していることを要件とする。

## 第4 事業対象地域

本事業の事業対象地域は、市町村の全部又は一部が福島県過疎・中山間地域振興条例第2条で定義される「過疎・中山間地域」に該当する市町村の棚田地域、又は中山間ふるさと水と土保全市町村基金を設置している市町村の棚田地域とする。

なお、当事業の対象となる棚田地域とは、一団の棚田として同一の組織等により周辺の棚田と一体的に管理されており、それら一団の棚田のうち勾配1/20以上の傾斜地にある棚田の合計面積が、昭和25年2月1日時点の市町村(旧旧市町村)の区域内に合計1ha以上あることとする。

## 第5 事業対象期間

本事業の対象期間は原則単年度とする。

## 第6 事業の実施等の手続き

### 1 事業実施計画の策定

事業実施主体は、本事業を実施しようとするときは、事業実施計画(様式第1号)を策定するものとする。

### 2 事業実施計画の認定

(1) 事業実施主体は、事業実施計画認定申請書(様式第2号)に前項で策定した事業実施計

- 画を添付して農林事務所長(以下「所長」という。)に提出するものとする。
- (2) 所長は、(1)により提出された申請書等を確認し、農林水産部長(以下「部長」という。)に提出するものとする。
- (3) 農林水産部長は、申請書等の内容を審査し、適当と認めるときは、これを認定し、事業実施主体に通知(様式第3号)するものとする。
- (4) 所長は、(3)により通知された場合は、遅滞なく、事業実施主体に対し事業実施計画が認定されたことを通知(様式第4号)するものとする。

### **3 事業実施計画の変更**

事業実施計画の重要な変更は、福島県農村地域活性化事業補助金等交付要綱(以下「県交付要綱」という。)第4条第1項に定められた基準のとおりとし、その手続きは、前2項に準じて行うものとする。

## **第7 関係機関との連携**

事業実施主体は、本事業を適正かつ円滑に行うため、地域農業者、市町村、関係団体等の協力を得ながら実施するものとする。

## **第8 助成措置**

- 1 県は、第6の2により認定した事業について、予算の範囲内において、県交付要綱の定めるところにより、事業に要する経費の全部又は一部を補助するものとする。
- 2 補助率は、別表に定めるところによる。ただし、補助額は1つの事業実施主体で60万円以内とし、千円未満の額を切り捨てるものとする。

## **第9 事業実績報告**

- 1 事業実施主体は、事業を完了したときは、事業が完了した日から起算して60日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月末日(補助金を全額概算払いにより交付を受けた場合は、その年度の翌年度の4月20日)のいずれか早い日までに事業実績報告書を作成し、様式第5号に添付して所長に提出するものとする。
- 2 前項の事業実績報告書は、事業実施計画(様式第1号)に準じることとする。
- 3 所長は、前項により提出された場合は、事業実施年度の翌年度の5月末日までに部長に提出するものとする。

## **第10 活動実施状況の報告**

- 1 事業実施主体は、事業実施年度の翌年度から起算して2年間、活動実施状況報告書(様式第6号)を作成し、活動実施翌年度の4月末日までに所長に提出するものとする。

なお、事業を複数年度実施した場合は、直近年度の活動実施状況報告書の所定の欄に事業実施年度を記載することで、過年度分の活動実施状況報告書の提出を省略することができることとする。

また、令和6年度から令和7年度にかけて「ふくしまの棚田」魅力アップ事業を活用した実施主体について、当報告書に事業実施年度を記載することで、「ふくしまの棚田」魅力アップ事業実施要領第10の1の活動実施状況報告書の提出を省略することができること

とする。

- 2 所長は、前項により提出された報告書について、その写しを5月末日までに部長に提出するものとする。
- 3 所長は、事業実施後においても、事業実施主体が棚田を活用した地域振興活動の取組を継続して実施できるよう、必要な指導や支援を行うものとする。

## **第11 その他**

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2及び第9関係）

事業内容	補助率
1 棚田の案内板、のぼり旗等の作成・設置等	上限15万円 ※定額補助
2 棚田で生産した農産物のブランド化、6次化等 (1) 商品パッケージデザイン制作、パッケージ試作等 (2) 新商品開発等	上限25万円 ※定額補助
3 棚田地域での学習や体験活動に関する費用の支援	上限10万円 ※定額補助
4 棚田に関連した広報活動、研修会等 (1) 棚田関連商品の販売促進活動、イベントへの出展等 (2) 棚田に関連したイベントの開催等 (3) 棚田に関連したチラシ作成、HP制作等 (4) 棚田に関連した研修会やセミナーへの参加等	上限10万円 ※定率1/2以内

※補助金額算定方法は、次に掲げる額または上限額のいずれか少ない額とする。

- ・ 補助対象経費×補助率
- ・ 参加料や協賛金、市町村補助金などの事業収入や自己資金といった補助金以外の収入がある場合で、その合計額が補助対象経費以外の額を超えるとときに、当該超えた額を補助対象経費の合計額から控除した額。

※補助対象となる経費については、「ふくしまの棚田」地域にぎわい創出事業実施要領の運用のとおり。

※事業内容1～3をあわせて実施する場合、事業実施計画及び事業実施報告（様式第1号）は、事業内容1～3が明確になるよう記載する。

※事業内容1、2（1）及び2（2）の補助は、事業終期まで（3年間）に1回を基本とする。